

○議長（井上光三君）

続いて通告5番 10番 青柳光仁君の一般質問を行います。

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

10番、青柳です。今日は大きく3つだけ質問させていただきます。

まず始めに、来月4月1日から、役場職員の特に嘱託職員とか臨時職員とか呼ばれております階級の方々が、4月1日から会計年度任用職員ということで1年ごとの契約という新しい制度が始まります。これについて1番目の質問として、今年度の採用は募集をかけて決まっているようですがけれども、来年度についても採用計画の中で、こういった人数や雇用形態を考えているのか町の考えを伺いたいと思います。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

会計年度任用職員の、今後の採用計画についての考えについてのご質問にお答えいたします。

現在、本町では正職員167名のほか、嘱託職員101名、臨時職員24名、合わせて292名の職員が町の業務に従事しております。

こうした中、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、明年度から会計年度任用職員制度が新たに導入され、嘱託職員、臨時職員については、7.75時間勤務するフルタイム職員と、7.75時間未満で勤務するパートタイム職員として採用することとなりました。

こうしたことから、本町では住民サービスの低下を招かない中で、業務内容を再検討した結果、7時間から7.5時間の勤務での雇用が可能なことから、フルタイム職員の雇用はなく、全てパートタイム職員として114名を採用する予定であります。

今後の採用については、事務や事業を精査し、必要に応じた適正な人数を配置し、それぞれの職種に合った雇用形態により採用して参りたいと考えております。

以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

今、課長のお答えにあったように各職種によって、非常にまちまち。フルタイムでいていただきたい方、それから極端なことを言えば半日で仕事が済む方。教育委員会とか土木とか財政課とか、その職種によって、いろんなパターンがあると思いますので一概には言えないと思いますけれども、私のお聞きする中では、

従来の時間勤務の嘱託とかパートとか、その職員方は、ほとんど正職員と同じようにフルタイム、あるいは残業なんかもしたりしてお勤めになっていると伺っております。ところが今回の新たな制度による採用については7.5時間以下と。国の指針では7.75時間フルタイム、正職員と同様に扱おうと。同一労働同一賃金ということが大きな骨子にあるみたいなんですけれども、これを7.5時間以下にしたという理由について、再質問をしたいと思います。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

お答えします。現在、嘱託職員及び臨時職員、臨時の調理員、学校用務員は1日7.75時間ということです。そのほか臨時職員は、現在は7時間勤務としております。ほか、短時間勤務、週の数日勤務となる形態と職種に応じ、それぞれであります。事業や作業の見直しを行いまして、業務に必要な勤務時間として7時間勤務を基本として調整をしたところでありまして、こうした中、保育士や調理員、児童センターの支援員、町単教員、図書館司書の職においては、調整する上で、特に保育士は保護者の対応、給食調理員につきましては後片づけに時間を要すというようなこと、また、開館時間等の理由によりまして、必要な勤務時間を7.5時間としたところでございます。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

再度質問させていただきます。従来フルタイムと言われていた方々を、7.5時間以下にするということで、各部署の仕事はまわるといふ、内部での打ち合わせは済んでいるのでしょうか。伺います。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

この時間設定をする上で、各担当とも打ち合わせを行いまして、必要な時間を確保するというところで、この時間に決定したところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

再質問です。先ほども言いましたように、職種や多様な勤務ということで一概に答えは出せないかもしれませんが、一人の職員の毎月の収入は従来は7.75時間、フルタイムでやっていたというようなことで、対前年比較で減るのではないかと一般的には感じられます。その辺で平均は取れないと思っておりますけれども、

例えば、フルタイムのAさん一人をとって、何か試算ということはお答えいただけるでしょうか。伺います。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

毎月の収入の前年度比較として減るのではないかというようなご質問だと思いますけども、年間では当然増えますし、また、毎月の支給額につきましても同額程度、また、もしくは微増というような金額になります。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

年間の所得はある程度確保されると。毎月は逆に微増だと。7.5時間以下に勤務時間が減っても、毎月は微増だというお答えいただきまして若干は安心したんですけども、再質問ですけれども、一般的に考えると、一般の民間会社で賞与をいただく場合は、夏のボーナスは12、1、2、3、4、5と6か月間が算定期間になります。ここで、新制度で4月採用になると4、5が算定期間になって、昨年は例えば6月いただけた人が、新しい採用になるので、継続して勤めている方も2か月分の算定ということになるのではないかと思いますけど、この辺いかがでしょうか。伺います。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

お答えします。会計年度任用職員は新たな制度ということになります。従って勤務実績は4月からということになりますので、期末手当の対象は4月5月というようなことになります。ということで、6月につきまして3分の1程度というところで下がるというようなことになりますけども、しかし翌年度以降につきましては、人事評価制度などによりまして任用が更新された場合は、対象月は6か月ということになります。また、現行制度より支給率が増えるということになりますので、翌年度以降につきましては増額になるということになります。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

私もいろんな方に聞き取り調査をする中で、ある意味この町の職員は、社会保障とか休暇は他町に比較して恵まれていると感じております。ただ、今お答えいただいたように夏の賞与についてだけ大分落ち込むと、3分の1になってしまうと。3分の1にはならないかもしれないですけども、かなりの額が減るというこ

とを聞きましたけれども、課長のお答えの中で年収はなんとか確保できるということのを伺って、ひと安心しているところです。ぜひ町長には引き続き職員を大事にさせていただいて、臨時職員も制度変更の初年度は所得が下がる面もあるかと思えますけれども、年収は同程度確保されるというお答えですので、町民のために誠実な職務に努力していただくように期待します。

次の大きい2番目の質問に移りたいと思います。次の電子決済についてですけれども、先月の国会における質疑の中で、野党議員が今後の文書管理を電子化すべきという質問を行いました。これに対して文書管理担当の北村大臣が役員からメモを渡されて、令和8年の新国立公文書館の完成に合わせて、文書電子保存を検討するというを読み上げました。その後、つい先日同ような質問があって、やはり電子化を計画していくというお答えがありました。現在でも官庁会計システムを運用する財務省では、会計業務決済基盤あるいは証拠書類の管理システムを構築して、各府省はこれに基づいて会計業務の電子決済を推進しますということになっております。具体的には、令和3年度、来年いっぱいをかけてシステムを構築して、現在紙で運用している会計業務の決済については電子化を推進するとしております。併せて支出負担行為とか支出決済等に係わる決議等の業務、あるいは民間事業者等との契約書を交わす業務、請求書、そういったものを会計検査院とも紙媒体で提出している証拠書類の扱いについて、今後打ち合わせをして、会計検査院の協力を得て、令和3年度中に、証拠書類も電子的に提出・保管管理できる仕組みを構築するという答弁をされています。

そこで質問になりますけれども、国の省庁では電子決済を推進しており、平成28年度で91.4%電子決済を行っている。これはおそらく会計部門についてだとは思いますが、この町での電子決済について計画とか現在の進捗状況とか、どのようになっているか伺います。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

財務会計の電子決済計画の進捗状況ということでお答えさせていただきます。まず、国の電子決済は各省庁を対象に推進しているもので、起案者が持ち回る必要がなく、決裁者のタイミングで決裁できるなど、業務の効率化に資するため推進するものとしております。

しかし、業務によっては電子決済を行うことができない複雑、困難なものありますので、これらの業務を除き電子決済を行うとしております。

町の財務会計システムへの電子決済の導入は、業務の効率化ができる反面、証拠書類など膨大な資料の電子化が必要となります。導入自治体においては、伝票のみ電子データで、紙の伝票と証拠書類などは紙ベースとなり、電子、紙で併用

していることから、かえって事務の煩雑化になっているものと考えられます。

また、初期費用やランニングコストなどが多額になることも想定され、県内自治体において、電子決裁は進んでいない状況であります。

このことから、本町においては、現在のところ財務会計の電子決裁を導入する予定はありません。なお、休暇及び超過勤務など勤怠の状況については、電子の決裁を行っているところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

ただいまの課長の答えですけれども、若干補足すると国では当然これがあまり合わないという部署もあります。例えば、刑務所の刑務官とかパソコンをしょっちゅう持ち歩くわけではありませんから。それから海上保安庁とかこういった部署もあるようですけれども、これも含めて検討するとしております。私どもも、このタブレットを使うことによって、例えば予算書は600ページを超えますけれども、600ページの紙ではなくて全部タブレットに入れていただいています。それと同じように、例えば、町が発注をかける建物の契約書という設計書から始まって、周りから、土壌整備から、本当に10センチにもなるような紙資料になると思いますが、それを紙で出されて、それをまた電子決裁して保管するというと、大変な二重手間になります。課長のおっしゃるとおりです。ところが、設計屋さんには当然パソコンで入力して、そこから紙をはき出して役場へ持ってきているわけですね。ですからパソコンへ入力したデータをそのまま送信してもらえれば、紙はなくなるわけですね。そう世の中が動いていますの、ぜひこの辺は早目早目に検討していただきたいと思っております。

それでは、次の大きい3番目の新庁舎建設についての質問に移ります。

検討委員会でまとめていただいた最終的な設計図面、計画ではいちばん東側に町民開放会議室が1階にあります。そのすぐ北側に皆さんがお使いになれるトイレがあります。ところが、盛んに説明を受けている中では防犯・防災、そういったことで議会棟は使えないとか、福祉センターは使えないというお話は何回も聞きましたけれども、その防犯、防事故面から1階に設ける予定の町民開放会議室について、出入口とかトイレ利用等はどんなふうに検討されたのか、伺いたいと思っております。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ただいまの会議室の防犯面に対するご質問にお答えいたします。

1階に計画している町民開放会議室のセキュリティにつきまして、特に時間外

の使用におきましては、利用時に北側玄関のみを使用することとし、事務エリア及び階段部分においては、シャッターで区画を行い、人の出入りを制限する計画としております。

また、トイレにつきましては、会議室に隣接させることで、会議室利用者に不便がないように配置しております。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

確認の再質問ですけれども、私どもが示されている最初の検討図面では、北南へ通り抜ける通路、そこから自由に町民会議室に入れて、そのすぐ西側のほうには事務室があって、おそらくローカウンター的なカウンターしか今のところ読めませんが、ここへシャッターを下ろすということによろしいでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。1階の間取りということになりますけれども、町民開放会議室は庁舎の北側に位置してございまして、そこに向かうには、北西部分でしょうか、ここに玄関を設けてございまして、ですので、通常は東と西に大きな入り口がありますけれども、特に夜間などにつきましては、そこではなく北側の玄関から入っていただき、階段と事務室をシャッターで区分するというので、実際上は、北側の玄関からトイレと会議室のみしか使えないということで区分をする予定でございまして、以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

私が今方向を勘違いしていましたが、再確認です。建物の長さは南北に長いわけですので、北側から入った場合、そのメインの通路の西側は、すべてシャッターでふさぐということによろしいですか。もう一度確認します。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。北側の玄関から入った場合は、そのまま、その通路、廊下をわたってトイレ等会議室がございまして、そこを区分するのは事務室が区分になるわけですけれども、そこにおいて階段と事務室のフロアに入れないようにシャッターで区画するというのでございまして、以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

実施設計の段階でまた図面を見せていただけるかと思えますけれども、そういう点では余計に費用が掛かるといいますか、ちょっと取り付けて、夜間町民が自由に会議室を使わせてもらうといったことはできなくなるような、宿直が常に対応しなければならないという場面も考えられるんじゃないかと思うので、この件については、また改めて伺うようにしたいと思います。

先に述べましたように、国では令和3年度を目途に紙の運用や会計業務の電子化を実現するということを言っております。新しい国立公文書館が令和8年に完成するそうです。この町の新庁舎が令和6年に使えるようになって、わずか2年後には、恐らく決済それから文書も電子化されると思います。そうなれば、いろんな書類がCDとかMDとかに保存されて、ロッカー1つで何年分もしまえるというような形にもなるんじゃないかと想定されます。ぜひ、そういう世の中の動きを見ながら、節約できるものは節約して庁舎を整備していただくように希望して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（井上光三君）

以上で通告5番 10番 青柳光仁君の一般質問を終わります。